

箱根町携帯型外国語翻訳機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、箱根温泉旅館ホテル協同組合がその加盟宿泊施設に対し、携帯型外国語翻訳機（以下「翻訳機」という。）を配付する目的で購入する場合、又は町内で小売業等（小売、飲食、宿泊、その他外国人観光客に対して役務等の提供を行う業をいう。以下同じ。）を営む者が翻訳機を購入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成 16 年箱根町規則第 8 号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(翻訳機の基準)

第 2 条 補助対象となる翻訳機は、次に掲げる全ての基準に適合しなくてはならない。

- (1) 常時携帯できる大きさであるもの
- (2) 翻訳機に話しかけることにより、日本語、英語、中国語、韓国語の 4 言語を含む複数言語の相互翻訳が可能で、翻訳結果を音声又は翻訳機の画面で確認することができるもの
- (3) Wi-Fi、SIM カードを通じた外部システム等による助けを得るなどして、翻訳時間、翻訳精度等の性能が、当該事業所の通常の業務に対応できるだけの性能を持つもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 箱根温泉旅館ホテル協同組合
- (2) 町内で小売業等を営む者で、その商取引上、外国人観光客との言語コミュニケーションを必要とするもの

2 前項第 2 号に掲げる補助対象者は、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 個人にあつては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (3) 法人にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
- (4) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) この要綱により補助金の交付を受けた箱根温泉旅館ホテル協同組合から翻訳機を配付されていないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象経費は、翻訳機の本体費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 翻訳機の利用に当たり生じる通信費等の維持費用は、補助対象経費としない。

（補助金額及び補助台数）

第 5 条 補助金額及び補助台数は、補助対象者の区分に応じて次表のとおりとする。

区分	補助金額	補助台数
箱根温泉旅館ホテル協同組合	購入し、配付した翻訳機本体費用の 1/2 以内	1 加盟宿泊施設当たり 2 台まで
小売業等を営む者	購入した翻訳機本体費用の 1/2	1 事業者当たり 1 台まで

2 前項の規定にかかわらず、1 台当たりの補助金額は、11,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 前 2 項の規定により算出した補助金額に、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町携帯型外国語翻訳機購入費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 翻訳機を購入したことが証明できる領収書等の書類
- (2) 法人にあっては、役員等氏名一覧表（第 2 号様式）

（県警本部への確認）

第 7 条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経神奈川警察本部長に提供するときは、神奈川警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第 8 条 町長は、第 6 条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、箱根町携帯型外国語翻訳機購入費補助金交付決定(却下)通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 前条の規定により交付の決定を受けた補助対象者は、箱根町携帯型外国語翻訳機購入費補助金交付請求書(第 4 号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受領してから 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第 10 条 町長は、補助対象者がこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町携帯型外国語翻訳機購入費補助金交付決定取消通知書(第 5 号様式)により、交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、同日以後に購入した翻訳機について適用する。